

平成29年度事業計画

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1. 基本方針

法人会は、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体であるとの理念のもと、社会全体への貢献を目指し、税を中心とした事業の一層の活性化を図るとともに、適正・効率的な組織運営に努め、法人会活動の更なる充実に努めております。

さて、昨年度、当法人会は公益法人化5周年となり、記念事業として、例年より拡大した内容での公開講演会(林修公開講演会)を開催し、大勢の市民にご来場をいただき、法人会活動を広く知っていただくことができました。

今年度は、さらに知名度を高めるべく『めざします！企業の繁栄と社会への貢献』をモットーに事業運営に取り組んでまいります。

今年は、役員改選の年度となります。

これまで行ってまいりました活動を根本から見直し、地域社会にとっても地域企業にとっても真に役立つ法人会運営が図れるよう、役員・委員はもとより、広く会員からの意見を結集して事業運営に努めてまいります。

そして、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置くとともに、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に資する事業展開に力を注いでまいります。

また、事業を充実させるためには、組織・財政基盤の強化が重要であり、会員増強や福利厚生制度の推進等に取り組んでまいります。

具体的活動としては、法人会理念の更なる追求と具現化に向けた取組みを展開するため、国が進める税制改革に対して、傘下会員の意見を集約し、法人税等の企業関連税制に対して提言要望を行うとともに、会員に密着した事業を展開しながら、納税意識の高揚と税の啓発のための事業や、企業の人材育成や財務運営に対する積極的な自己研鑽への支援、さらには、地域振興や社会貢献のための事業に、積極的に取り組んでまいります。

【法人会の理念】

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者団体である。

2. 重点事項

(1) 税制改正への対応

国が進める税制改革や財政再建、少子・高齢化、人口減少時代に向け、日本経済が持続的成長を続け、中小企業活性化につながるような『今後の望ましい税制の在り方』を基本テーマとして、国税、地方税について踏み込んだ検討を行い、税のオピニオンリーダーとして建設的提言に努めてまいります。

また、消費税率の改正が予定されていることから、所得税等企業経営に直結する税制に重点を置いた対応が求められるところであり、そのため、『税制改正に関するアンケート調査』を行って傘下会員に広く意見を求め、税制委員会において意見の取りまとめを行ってまいります。

また、法人会全国大会(福井大会)への参加等を通じて、税制税務に関する調査研究を行ってまいります。

(2) 税意識の高揚と、税知識の啓発、普及活動の実施

法人会全国女性フォーラム(鹿児島大会)や全国青年の集い(高知大会)への参加を通じて、税意識の高揚に努めるとともに、租税教育推進協議会が行う、小学生を対象とした「租税教室」に対して講師を派遣して、税知識の啓蒙活動を行ってまいります。

また、女性部会が中心となった「第6回税に関する絵はがきコンクール」や、青年部会による「税金クイズ」事業を通じて広く市民への税の啓発、普及活動を実施してまいります。

(3) 企業活動支援の実施

企業活動支援事業として、真に会員企業に役立つ各種研修を実施してまいります。

【具体的内容】

- A. 昨今の情報化の進展、多様化する会員ニーズに応じた研修内容の充実を図り、本部と支部並びにブロックの研修を効率的に実施します。
- B. 税制税務に関する研修については、法人会活動の根幹となる研修事業であり、今後とも「法人税・消費税の決算説明会」「新設法人説明会」等の税務研修会を実施します。

また、今後、消費税改正が行われることから、昨年実施されたマイナンバー制度とともに、今年度は、消費税改正を重点テーマとして捉え、説明会等を実施するとともに、「消費税期限内納付推進運動」や「e-Tax」の普及にも努めてまいります。

す。

C. 一般市民等にも対象を広げ実施している「公開講演会」を、引き続き実施してまいります。

また、一般研修等についても、さらに内容の充実に努めてまいります。

D. 法人会のインターネットセミナーを広くPRし、会員企業が有効活用できるよう利用拡大に努めます。

(4) 地域社会貢献活動の実施

社会貢献事業は、多くの会員企業が参加し、地域の実情に即した活動を積極的に推進することによって、地域全体に広がるのが期待されるものであり、当会がその活動の核となることを目指すものですので、法人会として、各支部・各ブロックや、青年部会・女性部会が中心となり、社会貢献活動を実施してまいります。

(5) 組織の充実・強化

今年は、役員改選年度となり、各支部・各ブロックの会議等を通じて法人会を知っていただく絶好の機会となることから、それぞれの立場から法人会活動のPRに努めます。

特に、組織の充実・強化は法人会活動の活性化には欠くことができないので、関係機関の協力を得ながら、様々な事業活動を通じて、会員増強運動に努めてまいります。

【具体的内容】

- A. 会員増強を計画的に実施し、新会員の獲得及び会員加入率の維持向上に努めます。
- B. 新規会員の募集と併せて、退会防止にも全力を挙げます。
- C. 支部組織において、会員の声を聴き、会員や地域に密着した事業活動を展開します。
- D. 青年部会・女性部会は、当法人会活性化に不可欠であり、引き続き青年部・女性部の部会員増強運動を推進します。

(6) 広報活動の充実

法人会のイメージアップと知名度の向上を図るための活発な広報活動を実施します。

また、一般市民等へも広報活動を行うため、広報誌の発行、ホームページ内容の充実を図ります。

【具体的内容】

- A. 会員及び市民向けに、年4回、広報誌「かぬまにっこう」(1回3,000部)を発行します。
- B. 当会事業活動を広く周知するため、ホームページの充実を図ります。
- C. 当会事業を積極的に宣伝するため、様々な公共媒体を活用して当法人会のPRに努めます。

(7) 福利厚生制度の推進

企業福利厚生制度の充実を図るため、保険会社3社と連携し、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図ります。

(8) 関係機関との連携協調

国税局・税務署をはじめ税理士会・その他関係機関との連携協調を図ります。

以上